

◎佐賀県条例第12号

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和30年佐賀県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(定数) 第3条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 県立学校職員 <u>3,191人</u> (2) 市町立学校県費負担教職員 <u>5,837人</u> 2 略	(定数) 第3条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 県立学校職員 <u>3,137人</u> (2) 市町立学校県費負担教職員 <u>5,944人</u> 2 略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。